

平成 3 1 年度「学校いじめ防止基本方針」

| | | |
|-------|--------------|----------------------|
| 学校番号 | 6 7 | 課 程 |
| 学 校 名 | 福岡県立大川樟風高等学校 | ※ 全日制 <u>定時制</u> 通信制 |

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

本校では、いじめについて、「いじめ防止対策推進法」の第 2 条の定義、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」として、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことを第一に考える。

また、「いじめ防止対策推進法」の第 3 条には、いじめの防止等の対策に関する基本理念として、いじめはすべての児童生徒に関する問題であるとしている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。全生徒が安全かつ安心して教育を受けられることを保障し、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目標とする。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの学校・どの生徒にも起こり得る可能性がある。どの生徒も加害者にも被害者になりうるという事実を踏まえる必要がある。すべての教職員は、生徒をいじめに向かわせないように未然の対応策を講ずることが重要である。

①授業規律の習慣化

生徒指導の基本は「授業」と考え、授業の受け方を指導するなど授業規律のより一層の習慣化を目指す。

②人権・同和特設授業や情報モラル教育の実施

人権・同和特設授業を通じて、道徳教育や人権教育を推進し、自己と他者の存在感を認め尊重し、人格を他者と認め合えるような姿勢を習得させる。

情報手段を誤ると、誰もが被害者にも、加害者にもなる可能性がある。情報社会で適正な活動を行うための基になるルールやマナーを習得させる。

③生徒の主体的活動の推進

生徒会を中心とした挨拶活動・美化活動・ボランティア活動等の生徒会行事を通じて、他者と接する喜びや重要性に気付かせ、社会の一員として役に立っているという自尊感情を育み、他律から自律へと転換するように促す。

④参加型学習の実施

一方通行の知識伝達型の学習でなく、各々の生徒の参加を促す「参加型学習」を実施することによって、生徒の情操面の発達を促し、また、達成感を得られるようにする。更に地域の歴史・文化等を理解させる。

⑤外部講師招聘による講座の実施

専門家の講師を招聘し、各種講座を実施して、性教育・食育・交通安全・進路情報・薬物・防災・暴排・いじめ等の理解を深めさせる。

⑥職員研修などの充実

教師の不適切、または差別的な態度・言動が、生徒を傷つけるだけでなく、新たにいじめを生み出す可能性も考えられるため、年2回のいじめについての研修会を実施する。また、きめ細かな対応が必要な生徒（発達障がいや性同一性障がい等【福岡県いじめ防止基本方針P22参照】）に関する研修についても積極的に行っていく。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が大前提であり、すべての大人が連携し、生徒の僅かな変化に気付かなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめを早期発見するため本校は以下を実施する。

①メモ帳の付帯

早期発見のためには、生徒の僅かな変化について簡単に記録を取っておく必要がある。したがって、職員が全員メモ帳を付帯し、記録を取っておくようにする。

②学校生活アンケート・いじめアンケート等の実施

月一回学校生活アンケート、学期ごとにいじめアンケートを実施し、絶え間なく生徒の様子に注意しておくようにする。また、家庭との連携を図るため、保護者には年三回いじめ家庭用チェックリスト及びリーフレット等を配布する。

③相談ポストの設置

生徒が職員に直接相談しにくい場合を考慮し、教室棟廊下に相談ポストを設置し、毎日開いて確認する。

④学校相談窓口の明示

保護者が学校にすぐに連絡を取れるよう、いじめ家庭用チェックリストに学校相談窓口を明示しておく。

⑤ネットパトロールの実施

インターネット上での個人情報流出やソーシャルメディア・SNSなどを利用した

ネットいじめの早期発見や対策をおこなう。

⑥地域住民の方々との意見交換

学校外の生徒の様子を知るには、地域住民の方々の協力は必要不可欠である。したがって本校では、中学校・大学・市役所・PTA・同窓会・振興会等の代表者で構成される学校評議委員会及び学校関係者評価委員会を設置し、年二回意見交換を実施する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。いじめが疑われるような行為を確認した場合は、管理職または生徒指導主事に報告を速やかに行う。いじめ対策委員会を通じて事実確認を行い、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断する。その際けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。インターネット上での事案についても同様な対応を行う。心理的又は物理的な影響があると思われる行為をうけているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることを配慮し、学校は、個々の児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けている者でも、周囲の反応を恐れて、表出できない場合があるため、生徒の変化に留意し、生徒理解に努めて、適切に対応する。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめに係る相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し早い段階からの確にかかわりを持ち、管理職または生徒指導主事に報告を速やかに行う。いじめ対策委員会で判断し、全職員で情報の共有を図り組織的に対応をする。いじめの疑いのある事案を把握した段階で、管理職から電話で県教育委員会へ第一報を行う。

・発見した場合は、行われている行為を速やかにとめる。

・下記の要綱に沿って事実確認を行う

◆誰が誰をいじめているのか？ ……………【加害者と被害者の確認】

◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】

◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ ……………【内容】

◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】

◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

・事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者へ報告し、関係職員（担任など）が被害・加害生徒の保護者に連絡する。

・下記のような場合は、所轄警察署に相談する。

◆指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認識した場合。

◆生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあると判断した場合。

- ・いじめが確認された場合、直ちに被害者や被害を届け出た生徒の安全を確保し、加害たとされる生徒に対して事実確認を十分に行った上で適切に指導を行う。
- ・調査の結果について、必要があれば関係機関との連携を図る。

(3) いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

・生徒への支援

- ①事実確認を行うと同時に、辛い現状を受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ②「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ③必ず解決できる希望を持たせる。
- ④自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

・保護者への支援

- ①事実が発覚したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に直接伝える。
- ②学校の方針を伝え、その後の対応について協議する。
- ③保護者のつらい気持ちや不安などを共感的に受け止める。
- ④家庭との連携を継続しながら、解決へ向けて取り組むことを伝える。
- ⑤家庭で生徒の変容に注意してもらい、それを相談するよう伝える。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

・いじめた児童生徒への指導

- ①いじめた気持ちや状況などを十分に聞き、いじめの背景にも目を向けて指導する。
- ②心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して容認できない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

・いじめた生徒の保護者への助言

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して容認できない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ① 当事者だけの問題に留めず、学級および学年、引いては学校全体の問題として考え、周囲の生徒がいじめの傍観者から仲裁者へと転換するように促す。
- ② 「いじめは決して容認されない」という毅然とした姿勢を、学年・学校全体に明示する。
- ③ はやし立てることや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定する行為であることを自覚させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例などの資料を収集し、それに基づき、いじめについて話し合いをさせ、自分たちの問題として意識させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込みなどは、直ちに書き込みや画像を削除する。

- ・ 名誉毀損やプライバシーの侵害等あった場合、プロバイダーに対し速やかに削除依頼をする。必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を得る。
- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるなど、専門的な機関と連携して対応する。
- ・ 情報モラル等について指導する。フィルタリングなど家庭と連携し危険から身を守るためのルール作りを推進する。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、いじめ対策委員会を定期的開催し、状況の把握に努める。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。[被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。]
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。（いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。）被害児童生徒、本人とその保護者に対して、面談を行い確認する。

学校として、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員は当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

いじめの解消についての最終的な判断は、いじめ対策委員会での会議により校長が判断する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

(1) 重大事態の発生と調査

- ①重大事態が発生した旨を、福岡県教育委員会を通じて県知事に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査は、専門的な知識及び経験を有し、当該事案と直接の人間関係・利害関係を有しない第三者の参加により公平性・中立性を確保する。

(2) 調査結果の提供及び報告

(1)で行った調査の結果について、調査の組織、方法、方針、経過、及び事実関係等の必要な情報を、いじめを受けた保護者に対して適切に提供する。また、福岡県教育委員会を通じて県知事に速やかに報告する。

- ・今後の同種の事態防止策やいじめを受けた生徒又は保護者の所見を調査結果の報告に添える。
- ・いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係等その他の必要な情報を適時・適切な方法で提供する責任を有する。
- ・情報提供に当たっては、プライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供すること。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- ④いじめの疑いに関する情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実践するための中核としての役割を担う。
- ⑤学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。
- ⑥学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。
- ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- (2) いじめ対策委員会において取り組み評価アンケートを作成し、全職員を対象に実施する。
- (3) アンケートの結果をもとにいじめ対策委員会において、分析し改善点などについて全職員に周知する。
- (4) いじめ対策委員会において、学校いじめ防止基本方針の点検を行い定期的に改善していく。